

議案第 20 号

山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年山陽小野田市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号参考資料

山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第26条 削除</p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第26条 特定教育・保育施設（<u>幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。</u>）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>